

北海道鳥獣保護区等位置図

(地図編)

狩猟者の皆さんへ

- 狩猟の際は、狩猟者登録証、狩猟者記章を携帯・着用するほか、地図編、別冊編を必ずセットで持参してください。
- 目立つ服装をしましょう。
- 矢先の安全を必ず確認しましょう。
- 脱包を励行し、実包は必要なときにだけ装てんしましょう。
- 転倒事故に注意しましょう。
- 無理な行動を避け、猟友との連絡を密にしましょう。
- 違法捕獲等を発見した場合は、お近くの警察署・(総合)振興局へ通報・連絡願います。

●北海道では鉛弾の使用・所持を禁止しています。

●残滓を回収しましょう●

エゾシカの残滓を放置することは、生態系に悪影響を与えることにより、猟場の環境が乱れるなど、環境へ悪影響を及ぼします。

今、狩猟者のマナーが注目されています。
エゾシカの残滓は、次のように処理しましょう。

- ・残滓は残さず持ち帰りましょう。
- ・市町村の処分場等で受け入れてもらえる場合は、そちらに持ち込みましょう。

各市町村の処分場やエゾシカ肉処理施設については、別冊編13~19ページをご覧ください。

●国有林・道有林について

本位置図に掲載されている国有林・道有林は、出猟時に場所の目安にするものです。詳細は森林管理局(国有林)や北海道道有林課(道有林)で公開している立入禁止区域図や森林作業予定地図にてご確認ください。

本位置図は、地図編と別冊編の2部構成としています。

地図編は、鳥獣保護区等の区域のほかに緯度・経度を掲載し、別冊編は各種お知らせ、鳥獣保護区等の告示文、狩猟関係の報告の記載方法を掲載しています。

別冊編の狩猟報告は、氏名や住所等の狩猟者情報を記載し、抜き出してそのまま提出できるようにしています。

また、鳥獣保護区等位置図の編集や作成に当たっては、誤記等ないよう十分注意しておりますが、内容等に変更が生じた場合には「訂正表」を配布することがありますのでご了承ください。

狩猟に関する禁止・制限事項

狩猟禁止の場所	鳥獣保護区、休猟区、公道、公園等、社寺境内、墓地、捕獲禁止区域(指定の鳥獣のみ)	
銃猟・わな猟の禁止	場所	特定猟具使用禁止区域 (指定された猟具の使用禁止)
銃猟・わな猟の制限	場所	特定猟具使用制限区域 (指定された猟具の使用制限)
銃猟の禁止	場所	住居が集合している地域、広場・駅など多数の者が集合する場所、指定猟法禁止区域(鉛散弾の使用禁止)
	時間	日の出前、日没後
	方向	人、使用動物、建物、電車、自動車、船舶
占有者の承諾等の必要	・垣、さくなどで囲まれた土地 ・作物のある土地 ・猟区	

狩猟鳥獣保護	危険防止	爆発物、劇薬、毒薬、据銃、おとし穴(陷阱)、その他の生命等に重大な危害を及ぼすおそれがあるわな
	①	ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法。(人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。)
	②	口径の長さ10番の銃器又はこれより口径の長い銃を使用する方法
	③	飛行中の飛行機、運行中の自動車、5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
	④	3発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
	⑤	ライフル銃を使用する方法(ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカを捕獲する場合は、口径5.9ミリを超えるライフル銃の使用可。)
	⑥	空気散弾銃を使用する方法
	⑦	同時に31以上のわなを使用する方法
	⑧	鳥類、ヒグマ、ツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法
	⑨	イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が12センチメートルを超えるもの、縫付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4ミリメートル未満であるものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法
	⑩	ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな(輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は縫付け防止金具が装着されていないものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法
	⑪	つりばり又はとりもちを使用する方法
	⑫	矢を使用する方法
	⑬	犬に咬みつかせることにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟具以外の方法により捕獲等をする方法
	⑭	キジ笛を使用する方法
	⑮	ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

その他注意すべき禁止・制限事項

- 1 「かすみ網」の所持及び販売は禁止されています。
- 2 網及びわなについては、その使用する猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、知事名、登録年度及び登録番号を記載した標識を表示しなければなりません。
- 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に違反して捕獲された鳥獣又は採取された鳥類の卵の譲渡し又は譲受けは禁止されています。
- 4 ヤマドリ及びその卵(加工品を含む。)については、販売することが禁止されています。

北海道の狩猟期間・狩猟鳥獣の捕獲制限等

●北海道の狩猟期間

狩猟場所	狩猟期間
北海道全域 (オホーツク総合振興局管内西興部村獵区・上川総合振興局管内占冠村獵区を除く。)	10月1日から翌年1月31日まで
西興部村獵区・占冠村獵区 ※ 一部除外区域を除く	9月15日から2月末日まで

注：エゾシカの狩猟期間及び可獵区域については、別に定めていますので鳥獣保護区等位置図（地図編）でご確認ください。

※ 獵区内の一部除外区域については、別冊編12ページを参照願います。

●捕獲禁止の鳥獣

鳥獣の種類	捕獲禁止区域	捕獲禁止期間	告示番号	告示年月日
ヤマドリのメス、キジのメス(亞種コウライキジを除く。)	全国	R4. 9. 15 ～ R9. 9. 14	環境省令第23号	R4. 7. 15
シマリス	北海道			

●狩猟鳥獣の捕獲制限

鳥獣の種類	1日当たりの捕獲制限数
カワウ、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ(オスに限る。)、シベリアイタチ(長崎県対馬市の個体群以外の個体群)、ミンク、アライグマ、ヒグマ、ハクビシン、イノシシ、ユキウサギ、ニホンジカ(エゾシカ)のメス	なし
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計5羽 (網を使用する場合、狩猟期間ごとに200羽)
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリのオス、キジのオス (亞種コウライキジについては、メスを含む。)	合計2羽
コジュケイ	5羽
ヤマシギ、タシギ	合計5羽
キジバト	10羽
ニホンジカ(エゾシカ)のオス (北海道公告)	なし (銃器を使用する場合、12月1日以降は1頭)

※ 道内に生息している野生のウサギはユキウサギです。

※ テン(ホンドテン)は狩猟鳥獣ですが、クロテン(エゾクロテン)は非狩猟鳥獣です。

北海道における鉛弾規制について

北海道では、天然記念物であり、国内希少種に指定されているオオワシ等のワシ類の鉛中毒を防止するため、平成16年10月から、原則、**鉛ライフル弾と粒径が7mm以上の鉛散弾の使用を禁止**、平成26年10月から北海道エゾシカ対策推進条例により、これら鉛弾の使用に加え、**エゾシカを捕獲する目的での鉛弾の所持を禁止**しています。

狩猟者の皆様には、安全に狩猟を行っていただくとともに、鉛弾を使用、所持することのないようお願いします。

鉛中毒は、獵場に放置されたエゾシカの残滓と一緒に、そこに含まれた鉛弾の破片を食べてしまうことで発生します。

○鉛中毒になると…

- ・激しい下痢
- ・緑色の便
- ・内臓、筋肉の萎縮による消化能力の低下



【鉛弾の使用・所持に係る罰則があります】

●鉛弾を使用して狩猟を行った場合

6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第84条第1項第5号)

●エゾシカを捕獲する目的で鉛弾を所持した場合

3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金(北海道エゾシカ対策推進条例第22条)

【水鳥の鉛中毒事故防止】

エゾシカ獵における鉛弾の使用・所持禁止のほか、水鳥の鉛中毒を防止するため、鉛散弾の使用を禁止する「指定獵法禁止区域」を3カ所指定しています。

詳しくは、別冊編46ページをご参照ください。

森林作業等に注意

北海道の森林では、狩猟期間や、冬期間でも森林作業が行われています。

作業を行う事業体の方には、下図の「のぼり」の掲揚や、看板等の設置を呼びかけています。

現地での「のぼり」、看板等に十分注意し、見かけた場合は、危険防止のため、周辺では銃猟を行わないようにしてください。

■安全な狩猟のため、森林作業の予定箇所をHPでお知らせします。

今年度の獵区も含めた狩猟期間(令和5年(2023年)9月15日～令和6年(2024年)4月15日)内において、伐採等の森林作業が予定されている箇所は次のHPに掲載されていますので、狩猟前に必ずご確認いただくとともに狩猟時には十分に注意してください。

なお、今回掲載した森林作業予定箇所以外でも森林作業、調査、森林レクリエーション、散策などで出入りがある可能性がありますので、十分に注意してください。

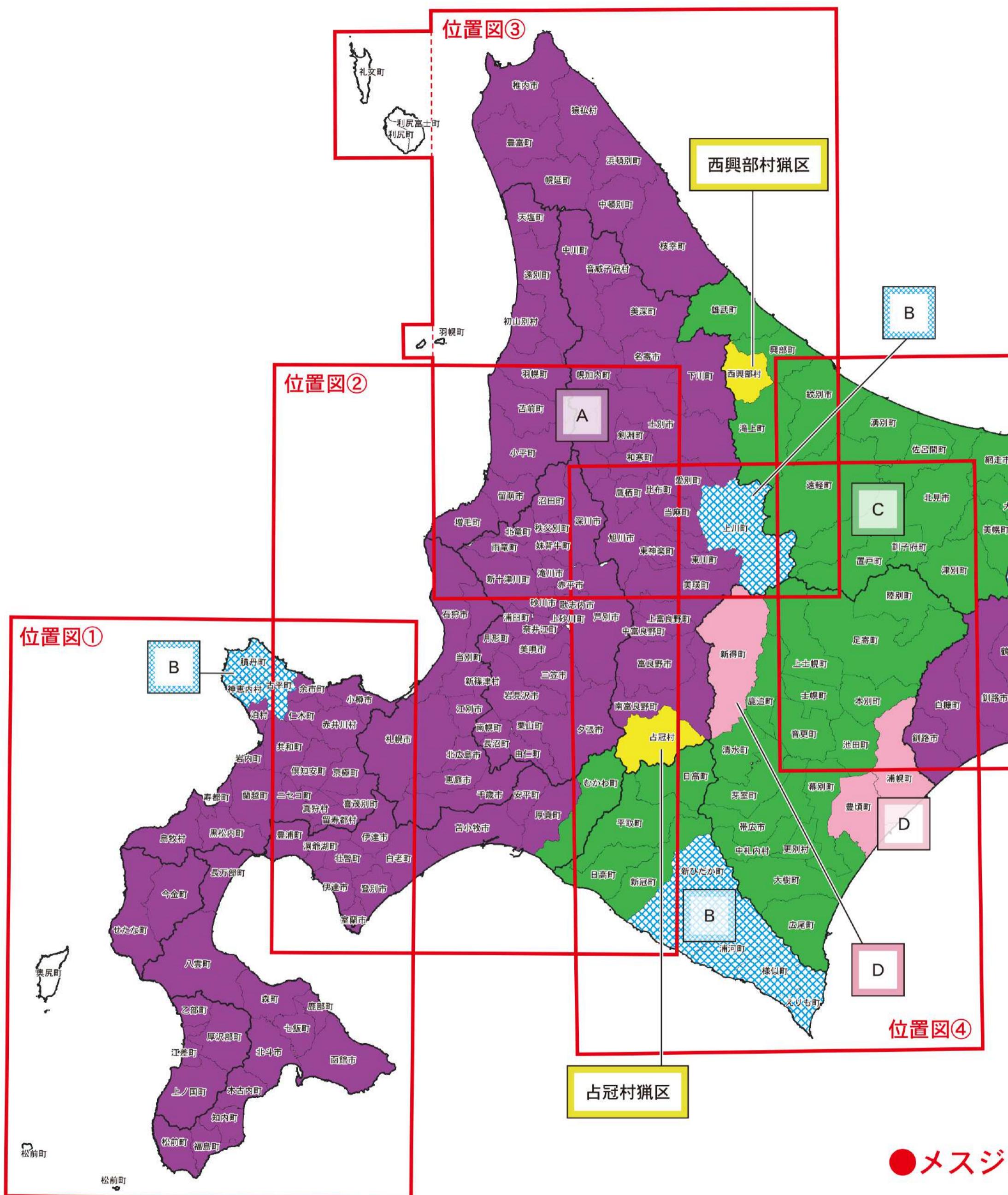
◆国有林・道有林HP

<https://www.ryna.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/attach/jyuukinnzu.html>

◆市町村有林・私有林HP

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/06_jigyoutai/sinrinmap.html

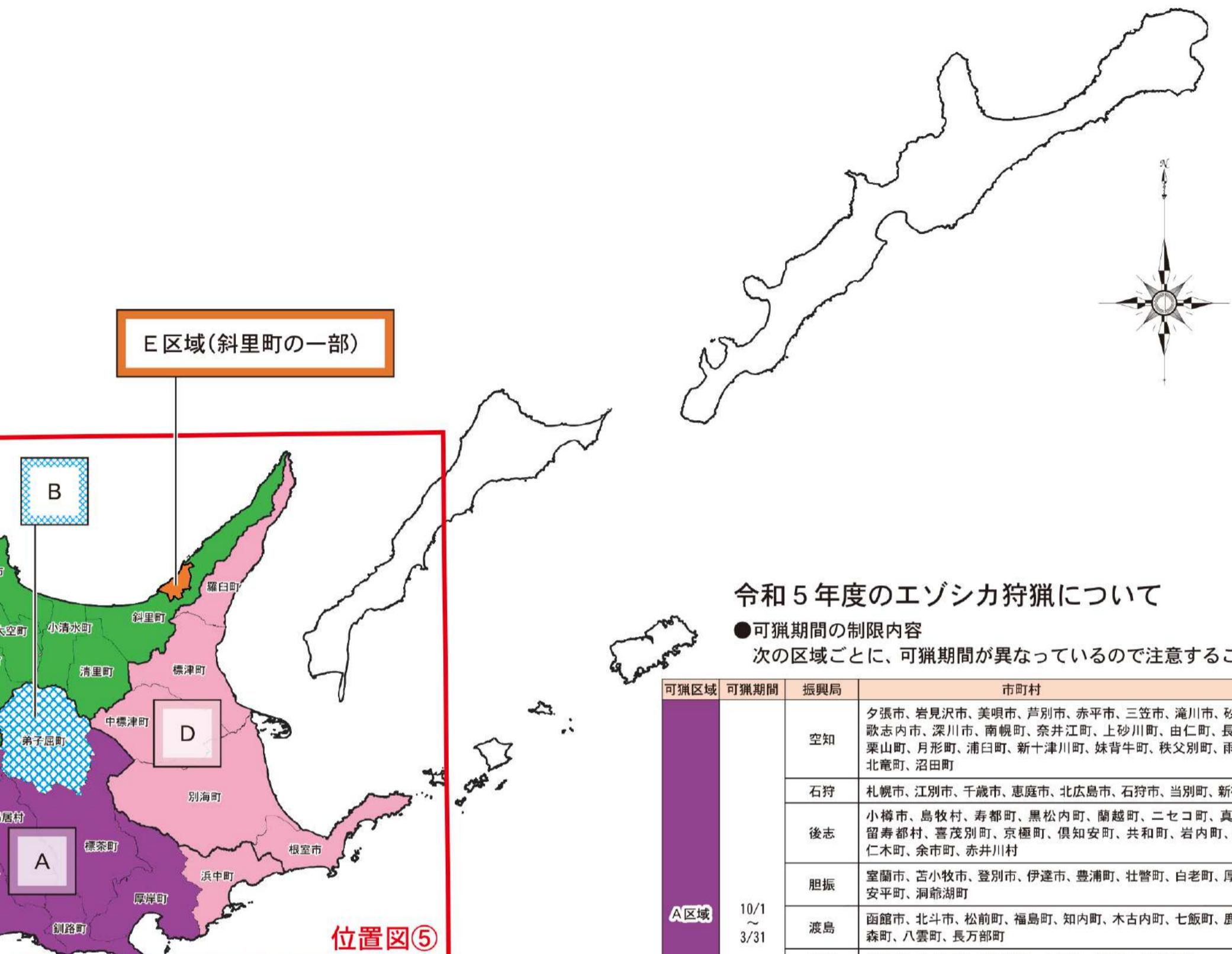




●メスジ

- ・エゾシカ以外の獵獲対象
- ・上川総合振興局管内は獵区として事前の申込みが必要
- ・獵区におけるエゾシカの狩猟規制

エゾシカ可獵区域及び期間



令和5年度のエゾシカ狩猟について

●可獵期間の制限内容

次の区域ごとに、可獵期間が異なっているので注意すること。

可獵区域	可獵期間	振興局	市町村
A 区域	10/1 ～ 3/31	空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
		石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
		後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、仁木町、余市町、赤井川村
		胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壯瞥町、白老町、厚真町、安平町、洞爺湖町
		渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
		檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町
		上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
		留萌	留萌市、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町(離島を除く)、初山別村、遠別町、天塩町
		宗谷	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町
		釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、鶴居村、白糖町
B 区域	10/21 ～ 3/31	後志	神恵内村、積丹町、古平町
		日高	新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
		上川	上川町
		釧路	弟子屈町
C 区域	10/21 ～ 2/29	胆振	むかわ町
		日高	日高町、平取町、新冠町
		オホーツク	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町(一部を除く)、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、大空町
		十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町
D 区域	10/21 ～ 1/31	十勝	新得町、豊頃町、浦幌町
		釧路	浜中町
		根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
E 区域	10/21～1/1 1/13～1/31 2/10～2/29	オホーツク	斜里町(一部)
獵区	9/15 ～ 4/15	上川	占冠村(獵区)
		オホーツク	西興部村(獵区)

※ 一人1日あたりの捕獲上限

メスジカ:制限なし オスジカ:制限なし(ただし、12月以降の銃猟については、1頭)

※ 「鳥獣保護区」や「エゾシカ捕獲禁止区域」などの規制地域がありますので、「鳥獣保護区等位置図(別冊編)」を十分確認してください。

力の積極的な捕獲を●

狩猟期間は、10月1日～1月31日までです。

局管内占冠村、オホーツク総合振興局管内西興部村について

(一部除外区域あり)設定されています。入猟に当たっては、

が必要です。エゾシカ可獵期間:9月15日～4月15日

ニゾシカ以外の狩猟期間は、9月15日～2月末日までです。